

**(仮称) 群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業**

## **実施方針**

**令和5年6月**

**群 馬 県**

## はじめに

群馬県（以下「県」という。）は、（仮称）群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本事業について、PFI 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、PFI 法第 5 条第 1 項の規定により、「（仮称）群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業実施方針」（以下「実施方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定により公表する。

令和 5 年 6 月 1 3 日

群馬県知事 山本 一太

## <用語の定義>

実施方針における用語の定義は、本文中に明示されているものを除き、以下に定めるところによる。

用語	定義
本施設	本事業において新たに整備する屋内水泳場であり、50mプール、飛込兼25mプール、関連諸室及び外構により構成される施設をいう。
本事業	「（仮称）群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業」を指し、県がPFI法に基づく特定事業として選定し、事業者が実施する、本施設の設計業務、建設業務（既存施設の解体を含む）、工事監理業務、運営業務及び維持管理業務を総称した事業をいう。
県管理区域	敷島公園内の陸上競技場、補助陸上競技場、野球場、サッカー・ラグビー場、テニスコート、水泳場等の施設を含む県が所管する区域をいう。
市管理区域	敷島公園内のばら園、蚕糸記念館等の施設を含む前橋市が所管する区域をいう。
事業者	PFI事業を実施することを目的として、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として落札者が設立する特別目的会社（SPC）をいい、PFI法第8条第1項の規定により特定事業を実施する者として選定された者をいう。
入札参加グループ	本事業の実施に係る総合評価一般競争入札に参加する事業グループをいい、本施設の設計に当たる者、本施設の建設（既存施設の解体を含む）に当たる者、本施設の工事監理に当たる者、本施設の運営に当たる者及び本施設の維持管理に当たる者を含む複数の者により構成されるグループをいう。
構成員	入札参加グループを構成する者の一部で、事業者から直接、設計業務、建設業務（既存施設の解体を含む）、工事監理業務、運営業務及び維持管理業務を受託し、又は請け負う者で、かつ、事業者に出資を予定している者をいう。
協力企業	入札参加グループを構成する者の一部で、事業者から直接、設計業務、建設業務（既存施設の解体を含む）、工事監理業務、運営業務及び維持管理業務を受託し、又は請け負う者で、かつ、事業者に出資を行わない者をいう。
設計に当たる者	本施設の設計業務に当たる者をいう。
建設に当たる者	本施設の建設業務（既存施設の解体を含む）に当たる者をいう。
工事監理に当たる者	本施設の工事監理業務に当たる者をいう。
運営に当たる者	本施設の運営業務に当たる者をいう。
維持管理に当たる者	本施設の維持管理業務に当たる者をいう。

## 目 次

1 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項	5
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
(1) 基本的な考え方	6
(2) 募集及び選定の方法	6
(3) 募集及び選定スケジュール	6
(4) 募集手続等	7
(5) 入札参加グループの資格等	9
(6) 事業者選定及び落札者決定に関する事項	14
(7) 契約手続等	15
3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
(1) 基本的な考え方	17
(2) 事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）	17
4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	19
(1) 対象敷地	19
(2) 施設構成	19
5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	21
(2) 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	21
(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合	21
(4) 金融機関との協議	22
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
(1) 法制上及び税制上の措置	23
(2) 財政上及び金融上の支援	23
(3) その他の支援に関する事項	23
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	24
(1) 議会の議決	24
(2) 指定管理者の指定	24
(3) 費用負担	24
(4) 情報公開及び情報提供	24
(5) 実施方針等に関する問い合わせ先	24
■リスク分担表（案）	25

<別紙>

様式1 現地見学会 参加申込書

様式2-1 実施方針に関する質問書

様式2-2 要求水準書（案）に関する質問書

様式3-1 実施方針に関する意見書

様式3-2 要求水準書（案）に関する意見書

## 1 特定事業の選定に関する事項

### (1) 事業内容に関する事項

#### ① 事業名称

(仮称) 群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業

#### ② 事業に供される公共施設等の種類

運動施設（屋内水泳場）

#### ③ 公共施設の管理者の名称

群馬県知事 山本 一太

#### ④ 事業目的

群馬県立敷島公園水泳場は、平成8年に完成し、屋内に日本水泳連盟公認50mプール、屋外に日本水泳連盟公認飛込プール、25mプール、幼児プールなどの施設を有しているが、老朽化による影響が顕著になっている。

2029年（令和11年）には第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会（以下「国スポ等」という。）を群馬県で開催する予定である。しかし、日本水泳連盟公認プール施設要領では、国スポ等を開催するには水深2.00m以上（現50mプールの水深は1.30m～1.75m（競泳））の施設を有することが望ましいとされているほか、観客席必要数及びバリアフリー設備等の最新基準への適用状況が課題となっている。これら諸課題を解決するとともに、県民の健康増進や体力づくり、競技力の向上、群馬県立敷島公園の活性化に向け、新たな屋内水泳場を整備する。

本事業の実施に当たっては、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用するため、PFI法に基づく事業として実施することを検討している。

#### ⑤ 事業内容

本事業では、本施設の設計業務、建設業務（既存施設の解体を含む）、工事監理業務、運営業務及び維持管理業務は、PFI法に基づく特定事業の対象とする方針である。

#### ⑥ 対象施設の概要

本施設は、国スポ等や全国大会等の大規模な公式大会（競泳競技は、日本水泳連盟 公認プール施設要領の「国内一般プール・AA」想定）が開催可能な屋内水泳場として整備する。

本施設は、50mプール、飛込兼25mプール、関連諸室、屋外駐車場及び外構により構成される。

#### ⑦ 事業方式

事業者が本施設の設計及び建設を行い、県に本施設の所有権を移転した後、運営・維持管理を行う方式（BTO方式）とする。

## ⑧ 事業期間（予定）

- ・本施設の設計・建設期間：事業契約締結日～令和10年10月末（開業準備期間を含む）  
※現在の指定管理期間は令和6年度末までを想定しているが、既存施設の解体工事の着工期については、既存施設の利用期間延長を目的に事業者との協議により決定する。
- ・本施設の運営・維持管理期間：令和10年11月～令和26年3月31日

## ⑨ 敷島公園内の施設との連携

本事業の対象となる群馬県前橋市敷島公園敷地内敷島公園水泳場敷地（以下「対象敷地」という。）を除く県管理区域について、別途指定管理者を選定することを予定している。県管理区域内の指定管理者及び市管理区域及びその他周辺施設（利根川敷島緑地、敷島浄水場、周辺道路等）の管理者等との連携に配慮すること。

### ア 県管理区域内での連携

群馬県民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点としての役割を果たすことを目的に、対象敷地を除く県管理区域の指定管理者や群馬県知事が都市公園法第5条の規定により許可した公園施設の設置者及び管理者と、事業期間を通じて適宜連絡・調整を行い、円滑に業務を遂行すること。

### イ 市管理区域及びその他周辺施設との連携

市管理区域及びその他周辺施設の管理者等と適宜連絡・調整を行い、敷島エリアの活性化に寄与すること。

## ⑩ 本施設における木材活用の方針

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）及び林業県ぐんま県産木材利用促進条例（平成31年4月施行）に基づき、本施設の整備にあたり積極的に県産木材を活用すること。木材活用に係る要求水準の詳細は「（仮称）群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業要求水準書（案）」（以下「要求水準書（案）」という。）を参照すること。

## ⑪ 事業範囲

事業者が行う事業の範囲は以下のとおりである。  
事業内容の詳細は、要求水準書（案）を参照すること。

### ア 設計・建設段階

事業者は、設計・建設段階における本施設の整備に関する以下の業務を実施する。

#### (7) 設計業務

- ・事前調査業務及びその関連業務
- ・設計及びその関連業務（国庫補助金申請図書作成補助等含む）

- ・各種申請・許認可取得等に関する業務

(イ) 建設業務（既存施設の解体を含む）

- ・着工前業務
- ・建設期間中業務
- ・竣工後業務

(ウ) 工事監理業務

イ 開業準備段階

事業者は、本施設の運営・維持管理業務の開始に向けて、以下の開業準備業務を実施する。

- ・開業準備に関する業務
- ・プール公認取得申請業務

ウ 運営・維持管理段階

事業者は、本施設の運営・維持管理について、以下の業務を実施する。

(7) 運営業務

- ・貸出・予約受付・利用調整業務
- ・広報・PR 業務
- ・健康増進支援業務
- ・プール監視業務
- ・プールの水質等衛生管理業務
- ・プール公認更新申請業務
- ・駐車場管理業務
- ・自由提案事業
- ・その他

(イ) 維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・備品等管理・更新業務
- ・外構等保守管理業務
- ・環境衛生管理業務
- ・清掃業務
- ・警備業務
- ・修繕・更新業務
- ・植栽管理業務

## ⑫ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。

### ア 県のサービス購入料

県は、事業者との間で締結する事業契約に従い、サービス購入の対価として、事業者にサービス購入料を支払う。

サービス購入料の構成は以下のとおりである。

#### (7) 設計・建設の対価

本施設の設計業務及び建設業務（既存施設の解体を含む）に係る対価について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を一括払い及び割賦払いにより事業者を支払う。

#### (4) 開業準備の対価

本施設の開業準備業務に係る対価について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を開業準備業務終了後に一括して事業者を支払う。

#### (7) 運営・維持管理の対価

本施設の運営業務及び維持管理業務に係る対価（光熱水費を除く。）について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり事業者を支払う。

#### (4) 運営・維持管理に要する光熱水費

本施設の運営業務及び維持管理業務に係る対価のうち、光熱水費に相当する対価について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり事業者を支払う。

### イ 利用者から得る収入

#### (7) 利用者から得る利用料金収入

事業者は、県から認められた利用料金の考え方の範囲で利用料金収入を得ることができる。  
※県は、事業者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 に規定にする「指定管理者」として指定し、利用料金を直接事業者の収入とすることを想定している。

#### (4) 自由提案事業により得られる収入

事業者は、県から本事業の目的に合致すると認められた範囲内において、自らの提案により自由提案事業を実施し、収入を得ることができる。

## ⑬ 事業者の支出

事業者は、本施設及び自由提案事業の実施のための費用を負担する。

#### ⑭ 本事業に必要と想定される根拠法令

本事業の実施に当たっては、関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準及び指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とするものとする。適用法令等及び適用基準等は、各業務の開始時点における最新のものを採用すること。

なお、本施設の整備に関して特に留意すべき関係法令、条例、規則及び要綱等については、要求水準書（案）の該当箇所を参照すること。

#### ⑮ 事業期間終了時の施設性能

県は、事業期間終了後も本施設を継続して「公の施設」として供する予定である。事業者は、事業期間終了時において、本施設の全てが要求水準を満たす性能および機能を発揮でき、損傷がない状態で県へ引き継ぐこと。ただし、性能、機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。

#### ⑯ 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を県ホームページにおいて公表する。

### (2) 特定事業の選定及び公表に関する事項

#### ① 選定基準

県は、以下の場合にPFI法第7条に基づき、本事業を特定事業として選定する。

- ・従来方式での実施に比べ、事業期間を通じた県の財政支出見込額の縮減が期待できる場合
- ・県の財政支出見込額が従来方式と同程度の場合において、従来方式での実施に比べ、県民へのサービス水準の向上が期待できる場合

#### ② 選定方法

県の財政支出見込額の算定に当たっては、事業者からの税収等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政支出額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

県が提供を受けるサービス水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

#### ③ 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、県ホームページにおいて速やかに公表する。また、特定事業として選定しないこととした場合にも、同様に公表する。

## 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 基本的な考え方

本事業では、本施設の設計・建設段階から運営・維持管理段階までの各業務を通じて、事業者  
に効率的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めると同時に、県の財政負担軽減に繋げるこ  
とを図るものである。

そのため、民間事業者の選定に当たっては、提案内容、県の財政負担額等を総合的に評価し、  
選定を行う予定である。

なお、本事業は多種多様な業務で構成される事業であり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウ・  
実績等を総合的に評価して選定する必要があることに鑑み、民間事業者には複数の企業等で構成  
する入札参加グループでの応募を求めるものとする。

### (2) 募集及び選定の方法

民間事業者の選定は、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、総合評価一般競争入札によ  
り行うものとする。

なお、本事業は 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府  
調達協定）の対象であり、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平  
成 7 年政令第 372 号）が適用される。

### (3) 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定は、以下のスケジュールにより行う予定である。

令和5年6月	実施方針及び要求水準書（案）の公表 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付
令和5年8月	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答の公表
令和5年9月	意見交換会の実施
令和5年10月	意見交換会に関する対話内容の公表
令和5年12月	特定事業の選定・公表
令和5年12月	入札公告（入札説明書等の公表） 入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
令和6年1月	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（第1回）
令和6年2月	参加表明書の受付 参加者との競争的対話
令和6年3月	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
令和6年4月	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（第2回）
令和6年5月	入札提出書類（技術提案書）の受付
令和6年6月	落札者の決定・公表
令和6年8月	基本協定の締結
令和6年8月	仮契約の締結
令和6年10月	事業契約の締結

#### (4) 募集手続等

##### ① 現地見学会の開催

現施設の見学会を実施する。

###### ア 開催日時

- ・説明会 : 令和5年6月30日(金) 13:30~14:00
- ・現地見学会 : 令和5年6月30日(金) 14:00~15:30

###### イ 開催場所

- ・説明会 : 敷島公園管理事務所 2階会議室
- ・現地見学会 : 群馬県立敷島公園 (群馬県前橋市敷島町)

###### ウ 参加者

本事業への参加を希望する民間事業者とし、1事業者につき2名までとする。

###### エ 申込方法

様式1「現地見学会参加申込書」に記入の上、電子メールで提出すること。

###### オ 申込先

「8(5) 実施方針等に関する問い合わせ先」と同じ。

###### カ 申込期限

令和5年6月23日(金) 17時まで

###### キ 開催方法

詳細は県ホームページにおいて示す。

##### ② 実施方針等に関する質問・意見の受付、回答

実施方針等に記載した内容に関する質問・意見を下記により受け付ける。

###### ア 受付期間

令和5年7月3日(月) ~ 7月7日(金) 17時まで

###### イ 提出方法

質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式2-1「実施方針に関する質問書」、様式2-2「要求水準書(案)に関する質問書」、様式3-1「実施方針に関する意見書」又は様式3-2「要求水準書(案)に関する意見書」に記入の上、電子メールで提出すること。

###### ウ 提出先

「8(5) 実施方針等に関する問い合わせ先」と同じ。

###### エ 回答方法

令和5年8月下旬までに県ホームページで公表する予定である。

##### ③ 意見交換会の実施

本事業への参加希望者との十分な意思疎通を図り、本事業の趣旨等について理解を深めることを目的に、対面方式による意見交換会の場を設けることを予定している。

議題は以下の内容を想定しているが、詳細は後日参加者に通知もしくは県ホームページにおいて示す。

議題	内容
議題1	○新水泳場の設計・建設業務（既存施設の解体を含む）の要求水準等 ・参加者は新水泳場の設計・建設業務（既存施設の解体を含む）について、要求水準書（案）に記載されている要求水準の明確化や施設計画の考え方の確認を目的とした対話を行うことができる。
議題2	○運營業務及び維持管理業務の要求水準等 ・参加者は新水泳場の運營業務及び維持管理業務について、要求水準書（案）に記載されている要求水準の明確化を目的とした対話を行うことができる。運營業務及び維持管理業務の対象範囲の考え方、主なリスクと対応策等について、積極的な提案を期待している。
議題3	○自由提案事業の要求水準及び事業条件等 ・参加者は自由提案事業について、要求水準書（案）に記載されている要求水準の明確化や事業条件の確認を目的とした対話を行うことができる。
議題4	○その他 ・参加者は実施方針記載事項の確認を目的とした対話を行うことができる。

意見交換会の内容については、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、県ホームページで公表する予定である。また、意見交換会に参加しない者が入札に参加することは妨げない。

#### ア 申込期間

令和5年9月上旬～中旬

#### イ 申込方法等

意見交換会の申込期間、申込方法の詳細は県ホームページにおいて示す。

#### ウ 実施時期

令和5年9月下旬～10月上旬

#### エ 参加者

参加者は、入札への参加を希望する者であれば、制限はない。なお、入札への参加を希望するグループ（複数の者）で申し込むことも、グループを構成する一部の者で申し込むことも可とするが、同一の者が複数回参加することは不可とする。

#### オ 実施の通知

意見交換会の実施日時や実施会場、参加者人数の上限等については、参加申込の状況に応じて県が決定する。申込期限後、参加申込のあった者に実施日時の中から候補日時を複数通知するので、対応可能な日時を回答すること。なお、その場合に上記エに示した入札への参加を希望するグループの一部の者が参加できないことは差し支えない。ただし、参加申込のあった者以外が参加することは認めない。

#### ④ 特定事業の選定・公表

「1(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項」に基づき、PFI事業として実施することが適当

であると認められる場合、本事業を特定事業として選定し、公表する。

**⑤ 入札公告（入札説明書等の公表）**

実施方針等に対する意見等を踏まえ、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）を公表する。

**⑥ 入札説明書等に関する質問の受付・回答**

入札説明書等に記載した内容に対する質問の受付・回答を行う。なお、質問の提出方法、提出期間等は入札説明書により提示する。

**⑦ 参加表明書（資格確認申請書を含む。）の受付**

入札参加グループは、参加表明書及び資格確認に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。資格確認の結果（以下「資格確認結果通知」という。）は、入札参加グループの代表企業に通知する。なお、参加表明書等の提出方法、提出期間等は入札説明書により提示する。

**⑧ 参加者との競争的対話**

資格確認結果通知を受けた入札参加グループとの十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨等について理解を深め、県の意図と入札参加グループの提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、対面方式による対話（競争的対話）の場を設けることを予定している。

**⑨ 入札提出書類等（技術提案書）の受付**

資格確認結果通知を受けた入札参加グループは、本事業に関する事業計画等の技術提案内容を記載した入札提出書類（技術提案書）を提出すること。なお、技術提案書の提出方法の詳細は入札説明書等により提示する。

**(5) 入札参加グループの資格等**

**① 入札参加グループが備えるべき資格**

**ア 入札参加グループの構成等**

(ア) 入札参加グループは、本施設的设计業務に当たる者、本施設の建設業務（既存施設の解体を含む）に当たる者、本施設の工事監理業務に当たる者、本施設の運營業務に当たる者及び本施設の維持管理業務に当たる者を含む複数の者により構成すること。

(イ) 同一の者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設に当たる者と工事監理に当たる者は同一の者、又は資本関係もしくは人的関係のある者が兼ねることはできない。また、資本関係のある者及び人的関係のある者とは以下の者のことをいう。以下、同じ。

① 資本関係にある者
------------

次に掲げるアもしくはイに該当する者又はアもしくはイに同視しうる資本関係があると認められる者をいう。

ア 親会社（会社法施行規則第 3 条第 3 項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法施行規則第 3 条第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあること。（子会社又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が継続中である会社を除く。以下同じ。）

イ 親会社と同じであり、双方が子会社の関係にあること。

## ② 人的関係にある者

次に掲げるアもしくはイに該当する者又はアもしくはイに同視しうる人的関係があると認められる者をいう。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役・会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- ・会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ロ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(ハ) 組合の理事

(ニ) その他業務を執行する者であって、(ア)から(ハ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。

(ウ) 参加表明書等の提出時に構成員、協力企業のいずれの立場であるか及び担当業務（本施設の設計業務、建設業務（既存施設の解体を含む）、工事監理業務、運営業務及び維持管理業務）を明らかにすること。

(エ) 入札参加グループは、参加表明書等の提出時に構成員の中から代表企業を定め、必ず代表企業が入札参加手続を行うこと。

## イ 入札参加グループの参加資格要件（共通）

入札参加グループの構成員、協力企業は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び PFI 法第 9 条に該当

しないものであること。

- (イ) 群馬県財務規則第 170 条第 2 項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- (ウ) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第 2 条第 2 項に規定する指名停止を受けていない者であること。なお、(イ)及び(ウ)において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。
- (エ) 群馬県の資格者名簿（建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿、建設工事入札参加資格者名簿、群馬県物件等購入契約資格者名簿）に登録されている者であること。
- (オ) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (カ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登録された者であること。
- (キ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (ク) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (ケ) 民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (コ) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務を履行している者であること。(当該届出の義務がない者を除く。)
- (サ) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びその構成員の統制下にある者でないこと。
- (シ) 群馬県立敷島公園新水泳場整備事業アドバイザー業務（以下「アドバイザー業務」という。）を受託したみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社、同社がアドバイザー業務の一部を委託している株式会社久米設計や、株式会社緑景、西村あさひ法律事務所、並びにこれらの企業・団体と資本関係又は人的関係がある者が参加していないこと。
- (ス) （仮称）群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）の委員が属する企業・団体若しくはその企業・団体と資本関係又は人的関係がある者でないこと。
- (セ) 本事業に係る他の入札参加グループの構成員、協力企業として参加しておらず、資本関係又は人的関係がある者に該当しないこと。なお、辞退者を定めるために当事者間で連絡を取ることとは、群馬県競争入札心得第 7 条第 1 項に抵触しない。

#### ウ 本施設整備に係る参加資格要件

本施設の設計業務、建設業務（既存施設の解体を含む）、工事監理業務の各業務に当たる者は、上記イの要件の他にそれぞれ(ア)、(イ)及び(ウ)の要件についても満たすこと。

## (7) 設計に当たる者

- (a) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 群馬県建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等委託業者選定要領第 5 条第 1 項に規定する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (c) 平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日までに完成引渡しが完了したもので、次に掲げるいずれかの実績（共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有していること。ただし、設計に当たる者が複数の場合は、そのうちの 1 者がこの実績を有していればよいものとする。
  - ① 25m 以上の屋内公認プール施設の新改築工事に係る実施設計
  - ② 体育館等の大空間を有する屋内スポーツ施設の用に供する部分の延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の特殊建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める建築物）の新築又は増改築工事（増改築部分の床面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る。）に係る実施設計

## (イ) 建設に当たる者

### a 建築工事に当たる者

- (a) 群馬県建設工事請負業者選定要領第 10 条第 1 項に規定する建設工事入札参加資格者名簿に建設工事の種類が建築一式工事として登録されていること。
- (b) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条の規定による、建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- (c) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において建築一式工事における総合評定値が 1,200 点以上であること。
- (d) 建築工事に当たる者が複数いる場合の総合評定値については、そのうちの 1 者が 1,200 点以上であれば、他の者は 870 点以上であればよいものとする。
- (e) 次の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、代表としてその共同企業体中最大出資比率のものに限る。）があること。ただし、建築工事に当たる者が複数の場合は、そのうちの 1 者がこの実績を有すればよいものとする。
  - ① 平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日までに完成引渡し完了したもの（発注者の区分は問わない。）であること。
  - ② 次に掲げるいずれかの工事であること。
    - ア 25m 以上の屋内公認プール施設の新改築工事
    - イ 体育館等の大空間を有する屋内スポーツ施設の用に供する部分の延床面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築又は増改築工事（増改築部分の床面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る。）

**b 電気設備工事に当たる者**

- (a) 群馬県建設工事請負業者選定要領第 10 条第 1 項に規定する建設工事入札参加資格者名簿に建設工事の種類が電気工事として登録されていること。
- (b) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条の規定による、電気工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- (c) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。)の結果において電気工事における総合評定値が 760 点以上であること。

**c 機械設備工事に当たる者**

- (a) 群馬県建設工事請負業者選定要領第 10 条第 1 項に規定する建設工事入札参加資格者名簿に建設工事の種類が管工事として登録されていること。
- (b) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条の規定による、管工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- (c) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。)の結果において管工事における総合評定値が 760 点以上であること。

**(ウ) 工事監理に当たる者**

- (a) 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 群馬県建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等委託業者選定要領第 5 条第 1 項に規定する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (c) 平成 25 年(2013 年)4 月 1 日から令和 5 年(2023 年)3 月 31 日までに完成引渡し完了したもので、次に掲げるいずれかの実績(共同企業体の構成員としての実績を含む。)を有していること。なお、工事監理に当たる者が複数の場合は、そのうちの 1 者がこの実績を有していればよいものとする。
  - ① 25m 以上の屋内公認プール施設の新改築工事に係る工事監理
  - ② 体育館等の大空間を有する屋内スポーツ施設の用に供する部分の延床面積が 5,000 ㎡以上の特殊建築物の新築又は増改築工事(増改築部分の床面積が 5,000 ㎡以上のものに限る。)に係る工事監理

**エ 本施設の運営に係る参加資格要件**

- (a) 令和 4・5 年度群馬県物件等購入契約資格者名簿に登載されている者であること。
- (b) プールの運営を担うものは、平成 25 年 4 月以降に、屋内プール施設に係る 1 年以上の運営実績を有すること。なお、運営に当たる者が複数の場合は、そのうちの 1 者が当該運営実績を有すればよいものとする。

**オ 本施設の維持管理に係る参加資格要件**

- (a) 令和 4・5 年度群馬県物件等購入契約資格者名簿に登載されている者であること。
- (b) 平成 25 年 4 月以降に、屋内プール施設に係る 1 年以上の維持管理の実績を有すること。

なお、維持管理に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が当該維持管理実績を有すればよいものとする。

## ② 参加資格の確認等

- ・参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。
- ・資格確認結果通知を受けた入札参加グループの構成員、協力企業又のいずれかが、参加資格確認基準日から提案書の提出締切日の前日までの間に、「(5) -①-イ」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加グループは失格となる。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。

(ア) 入札参加グループが、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格等を確認し、これを認めたとき。

(イ) 構成員、協力企業が複数である入札参加グループの場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業を除く構成員、協力企業で全ての参加資格等を満たすことを県が認めたとき。

- ・資格確認結果通知を受けた入札参加グループの構成員、協力企業のいずれかが、提案書の提出締切日から落札者決定日までの間に、「(5) -①-イ」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は当該入札参加グループを落札者決定のための評価対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加グループの参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

(ア) 入札参加グループが、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格の確認及び設立予定の本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員、協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員、協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

(イ) 構成員、協力企業が複数である入札参加グループの場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業を除く構成員、協力企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。

## (6) 事業者選定及び落札者決定に関する事項

### ① 事業者選定委員会の設置

県は、学識経験者等で構成する事業者選定委員会を設置する。

事業者選定委員会では、入札参加グループからの技術提案書に基づき、価格以外の評価点を採点する。

なお、事業者選定委員会は、「経営、金融」「技術」「法律」「スポーツ」「まちづくり」などの各分野の専門家、学識経験者等の外部委員により構成される。

## ② 落札者の決定

県は、予定価格の範囲内で、総合評価点（価格点と価格以外の評価点の合計）の最も高い者を落札者に決定する。

## ③ 結果の公表

県は、落札者決定後速やかに評価結果を公表する。

## ④ 著作権

提出書類の著作権は入札参加グループに帰属するものとする。

ただし、県は、本事業の評価結果公表時及びその他県が必要と判断した場合には、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できることとする。また、本事業の評価結果公表に必要な範囲で、落札者以外の入札参加グループの提案書の一部を無償で使用できることとする。なお、提出を受けた書類は返却しない。

## ⑤ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加グループが負う。

## (7) 契約手続き等

### ① 事業者との契約手続き等

#### ア 事業者との契約手続き

県と落札者は、協議を行い、本事業に関する基本協定を締結する。

落札者は、本事業に関する基本協定に従い、事業契約の仮契約締結までに、事業者となるSPCを設立するものとする。

県と事業者は、事業契約を締結する。

#### イ 入札参加資格を欠くに至った場合の取り扱い

- ・落札者決定日の翌日から事業契約が成立するまでの間に、落札者の構成員、協力企業のいずれかが、「(5) -①-イ」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は落札者と本事業に関する基本協定を締結せず、又は事業者と事業契約を締結しない場合がある。
- ・ただし、代表企業以外の構成員、協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該落札者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

(ア) 入札参加グループが、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさな

いと判断したとき。

- (イ) 構成員、協力企業が複数である入札参加グループの場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業を除く構成員、協力企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。

#### ウ 事業者となる特別目的会社（SPC）の設立等の要件

- ・ SPC は、会社法に定める株式会社とし、群馬県内に設立するものとする。
- ・ 落札者の構成員は、SPC の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有すること。
- ・ 全ての出資者は、原則として事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

### 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### (1) 基本的な考え方

事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

この考え方に基づいて、県、事業者間における設計・建設段階、運営・維持管理段階におけるリスク分担の考え方を「リスク分担表（案）」に提示する。

#### (2) 事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）

事業者は適切かつ確実に事業を遂行するため、自らの業務実施内容が要求水準を達成していることを確認し、県に報告する。

県は、事業者の報告に基づき、要求水準書で定めたサービス水準を事業者が遵守していることを確認するため、本事業の実施状況、サービス水準についてモニタリングを行う。モニタリングに必要な費用は原則として県が負担することとするが、事業者自らが実施するモニタリングに係る費用や県が実施するモニタリングに必要な書類の整備等については、事業者の責任及び費用負担により行うこととする。

モニタリング方法等の詳細については、入札公告時に提示する。

#### ① モニタリングの実施時期

##### ア 設計段階

県は、設計中及び設計の完了時に、事業者の設計内容が、要求水準書及び事業契約で定める水準を満たしているか確認する。

##### イ 建設段階

県は、事業者による工事施工及び工事監理の状況について、工事期間中に定期的に確認する。建設中及び建設の完了時に、事業者により建設された本施設が要求水準書及び事業契約で定める水準を満たしているか確認する。確認の結果、要求水準書及び事業契約で定める水準を満たしていない場合には、県は改善又は改造を求めることができる。また、事業者の経営状況及び財務状況について、定期的に報告を求めることができる。

##### ウ 運営・維持管理段階

県は、事業者の行う運営・維持管理業務が、要求水準書及び事業契約で定める水準を満たしているか確認する。また、事業者の経営状況及び財務状況について、定期的に報告を求めることができる。

#### ② モニタリングの結果についての対応

県は、モニタリングの結果、事業者が行う業務が、要求水準書及び事業契約書で定める水準を満たしていないと判断した場合には、改善勧告、サービス購入料の減額、契約解除等の措置を講

じることとする。改善勧告、サービス購入料の減額、契約解除等の具体的な手続等は入札説明書にて提示する。

#### 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### (1) 対象敷地

所在地	群馬県前橋市敷島公園敷地内 敷島公園水泳場敷地（現地建替えを前提とする）
敷地面積	20,593.47㎡
都市計画区域内外	前橋都市計画区域 市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建蔽率	60% ※ただし、本敷地は都市公園法第4条第1項の適用を受け、群馬県立公園条例第3条の6において公園施設の建築面積の上限は2%とされているが、同第3条の7の特例に基づき運動施設の場合は15%が建築面積の上限となる。また、都市公園法施行令第8条第1項に基づき条例第3条の8に定める運動施設の割合は55%とされている。
容積率	200%
防火地域	該当なし
その他地域地区等	敷島風致地区、公共空地（敷島公園）、建築基準法第22条・法第23条区域、河川保全区域
日影規制	4時間/2.5時間（測定面の高さ：平均地盤面から4m）
道路斜線制限	勾配1.25 適用距離20m
隣地斜線制限	勾配1.25 立上り20m
北側斜線制限	—

※上記は参考として示すものであり、事業者は、本事業の検討・実施等にあたって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

##### (2) 施設構成

区分	概要
①50mプール （可動床・可動壁） 長水路・短水路併用の公認プール	縦50m、横25m、水深0～3.0m以上 レーン数：10レーン （競泳、水球、アーティスティックスイミングの利用を想定） （動画撮影用カメラ、確認用モニターを設置）
②飛込兼25mプール （可動床）	縦25m、横25m、水深0～5.0m以上 レーン数：8レーン
観客席	2,500席以上（段状の観覧スペースを含む）
諸室	更衣室、監視室、救護室（医務室）、会議室、審判員控室、大会運営室、放送室・記録室、選手招集室、表彰準備室、記者室、ドライランド、管理事務室等

## 5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約について疑義が生じた場合、県と事業者は、誠意を持って協議をするものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置によることとする。また、事業契約に関する紛争については、前橋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難になった場合には、以下の措置を講じる。

### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

#### ① モニタリング結果に基づく是正措置等

県は、事業者が事業契約で定める条件に違反した場合、又は事業者により提供されるサービス水準が要求水準を満たさないと判断した場合には、事業者に対して業務の改善勧告、サービス購入料の減額等を行うことができる。

#### ② モニタリング結果に基づく事業契約の解除

県は、業務の改善勧告を行ったにも関わらず、事業者が一定の期間内に改善措置を講じなかった場合、又は改善することができなかった場合には、事業契約を解除することができる。

また、事業者が改善措置を講じてもおお、サービスの提供に重大な障害の発生が懸念される場合、又は業務遂行能力の回復が困難であると県が判断した場合には、事業契約を解除することができる。ただし、県は、事業契約を解除する前に、事業者に対して一定の猶予期間を与える場合がある。

#### ③ 事業者倒産等による事業契約の解除

県は、事業者の倒産、財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難であると合理的に判断した場合には、事業契約を解除することができる。

#### ④ 損害賠償

上記②及び③により、県が事業契約を解除した場合、事業者は、県に生じた損害を賠償しなければならない。

### (2) 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

#### ① 事業契約の解除

県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難であると合理的に判断した場合には、事業者は事業契約を解除することができる。

#### ② 損害賠償

上記①により、事業者が事業契約を解除した場合、県は事業者に生じた損害を賠償する。

### (3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従うこととする。

#### (4) 金融機関との協議

県は、本事業の安定性、継続性の確保のために必要があると判断した場合には、事業者に資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

## 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### (1) 法制上及び税制上の措置

事業者が、本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### (2) 財政上及び金融上の支援

事業者が、本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

### (3) その他の支援に関する事項

県が支払うサービス購入料の一部には、国等の財政支援措置および地方債等をもって充てることを想定している。事業者は、県の申請手続き等に協力することとする。

なお、支払方法および支払時期の詳細等については、入札公告時に示す。

## 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### (1) 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案については、令和5年第3回定例会（前期）に、事業契約に関する議案については、令和6年第3回定例会（前期）に提出する予定である。

### (2) 指定管理者の指定

県は、運営・維持管理開始までに、指定管理者指定に関する議案を提出し、事業者を本施設の指定管理者として指定する予定である。

### (3) 費用負担

提案及び説明会への出席等に伴う費用については、全て参加者の負担とする。

### (4) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、県ホームページに公表する。

### (5) 実施方針等に関する問い合わせ先

群馬県 県土整備部 都市整備課 都市プロジェクト推進室 水泳場整備係

住 所：〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電 話：027-897-2944

E-mail：suieijo@pref.gunma.lg.jp

県ホームページ：https://www.pref.gunma.jp/page/204768.html

## ■リスク分担表（案）

### 1. 共通事項

リスクの種類	リスクの内容		負担者	
			県	事業者
計画変更	県の指示による事業内容・用途の変更に関するもの		○	
施策変更	県の施策の変更（本事業に影響を及ぼすものに限る。）によるもの		○	
公募書類	入札説明書等の誤りによるもの		○	
資金調達	県が必要な資金を調達できない場合		○	
	事業者が必要な資金を調達できない場合			○
法令変更	本事業に直接関係する法令の新設・変更（税制度を除く。）によるもの		○	
税制度の変更	税制度の改正による、民間事業者の収支の影響	法人税の変更によるもの		○
		本事業に直接関係する法令に基づく税制度の変更による増減	○	
		サービス対価の支払に係る消費税法の変更によるもの	○	
金利変動	基準金利確定前の金利変動に関するもの		○	
	基準金利確定後の金利変動に関するもの			○
許認可の遅延等	事業者の責めによらない許認可取得の遅延に関するもの		○	
	上記以外の事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの			○
住民対応	本施設を設置すること自体に関する事及び県からの提示条件（自由提案事業を除く。）に関する住民運動等		○	
	上記以外の調査・工事等の事業者の業務に関する住民運動等			○
環境保全	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏えい(水質汚濁、地下水等)や騒音・光・臭気に関するもの			○
契約締結	県の責めにより事業契約が締結できない場合		○	
	事業者の責めにより事業契約が締結できない場合			○
	上記以外により事業契約が締結できない場合		○	○
不可抗力	<p>不可抗力に伴い、設計又は工期の変更、設備の修復等により、事業者の経費の増加及び事業契約の履行不能</p> <p>不可抗力とは、本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、以下の1以上に該当する事象のうち予見可能な範囲外のものであり、県及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。なお、法令変更等は不可抗力に含まれない。</p> <p>ア 異常気象（暴風、落雷、豪雨、豪雪、強風、ハリケーン、台風、サイクロン、異常熱波又は異常寒波であって、これらが事業対象地又はその周辺において通常または定期的に発生するものより過酷なものであり、かつ、本事業に重大かつ不可避の損害を生じさせるものをいう。）</p> <p>イ 自然災害（洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、津波又はその他不可避な自然災害であって、本事業に重大かつ不可避の損害を生じさ</p>		○	○

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	事業者
	せるものをいう。 ウ 内戦又は敵対行為（暴動、騒擾、騒乱、テロ行為又は戦争行為をいう。） エ 疫病（法的に隔離が強制される場合を含む。）		
書類の誤り	県が責任を持つべき書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等の事業者が提案、作成した内容の誤りによるもの		○
書類等の損傷等	事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったこと等により生じた第三者の責めによる損傷等		○
要求水準変更	県の責めに帰すべき事由による要求水準変更のリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による要求水準変更のリスク		○
木材調達・加工・供給	県の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による遅延等	○	
	上記以外の事由による遅延等（不可抗力を除く）		○

## 2. 設計・建設段階

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	事業者
測量調査	県が行った調査の不備、誤り等によるもの	○	
	事業者が行った調査の不備、誤り等によるもの		○
用地	県が事前に公表した資料に明示されているもの		○
	県が事前に公表した資料からは予見できない土壌汚染、埋蔵文化財、地中障害物等が発見された場合	○	
設計	設計の不備、誤り等によるもの		○
設計変更	県の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による設計変更に伴うもの	○	
	上記以外の事由による設計変更に伴うもの		○
建設工事の遅延・未完工	県の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による建設工事の遅延や未完工	○	
	不可抗力による建設工事の遅延や未完工	○	○
	上記以外の事由による工程変更に伴うもの		○
工事監理	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		○
物価変動	設計・建設期間中のインフレ・デフレ	○	○
建設工事費	県の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による建設工事費の増大	○	
	不可抗力による建設工事費の増大	○	○
	上記以外の事由による建設工事費の増大		○
第三者賠償	建設工事に伴う騒音、振動等により、近隣住民に損害を与えた際の賠償金支払義務の発生		○
地盤沈下	建設工事に伴う地盤の沈下による建設工事費の増加		○
要求水準未達	工事完了後、公共側の検査で要求水準に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
着工遅延	県の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○

### 3. 運営・維持管理段階

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	事業者
施設瑕疵	施設に隠れた瑕疵が見つかった場合		○
性能	県の要求する性能に達しないために必要となる改善、その他損害に関するもの		○
物価変動	運営・維持管理期間中のインフレ・デフレ	○	○
需要変動 (収入及び 業務費)	県の施策変更（利用料金の減免制度の変更等）及び県の責めによる事業内容・用途・要求水準の変更等に起因する収入や業務費の変動	○	
	不可効力による収入や業務費の変動	○	○
	上記以外によるもの		○
光熱水費 変動	物価変動以外の要因による光熱水費の変動	○	○
自由提案 事業	自由提案事業の実施に係る全てのリスク		○
施設・備品 の損傷・盗 難等	不可抗力に起因する損傷等	○	○
	事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことによる第三者の責めによる損傷等		○
	上記以外の要因による損傷等	○	
債務不履行	サービス水準の未達、その他民間事業者の債務不履行による事業契約の解除による損害		○
	支払債務の不履行、その他県の債務不履行による事業契約の解除による損害	○	
支払遅延 ・不能	県の事由による支払遅延・不能によるもの	○	
第三者賠償	県の責めに帰すべき事由による第三者への損害に関するもの	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による第三者への損害に関するもの		○
施設明渡	施設移管手続に伴う諸費用の発生、SPCの清算手続に伴う損益等		○
	事業期間終了時における要求水準の保持		○
業務開始 遅延	県の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
施設設備 機器劣化	事業者の責に帰すべき事由（適切な維持管理業務を怠ったこと等）による施設設備機器の劣化に関するリスク		○
	上記以外の特種事由による施設の劣化に関するリスク	○	
公認基準 更新	公認基準更新の申請リスク		○
	公認基準更新に伴う器具・備品等の更新のリスク	○	